

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡北栄町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を6割とし、県は、損害賠償金22,975円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和元年6月14日

(2) 事故発生場所

東伯郡北栄町妻波地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から後退してきた和解の相手方所有の小型貨物自動車と

衝突し、双方の車両が破損したものである。